

参考資料 11-2

総合政策委員会の設置

令和三年十月十二日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第二十三号
（令和三年諮問第二十六号）に関する専門的な事項を調査す

るため、次の委員会を設置する。

本部会に「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」
（令和三年諮問第二十六号）に関する専門的な事項を調査す

一 名称

総合政策委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置くことができる。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対しても出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。